



2023年7月26日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会 社 名 株式会社 ナガホリ

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太 (コード番号 8139 東証スタンダード) 問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文 (TEL. 03-3832-8266)

(開示事項の経過) リ・ジェネレーション株式会社による当社役員に対する職務執 行停止の仮処分命令の申立てに関するお知らせ

当社は、2023 年 7 月 21 日付け「リ・ジェネレーション株式会社による株主総会決議取消訴訟の提起及び当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令の申立てに関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、当社株主であるリ・ジェネレーション株式会社(以下「リ・ジェネレーション」といいます。)より、東京地方裁判所において当社が 2023 年 6 月 29 日に開催した第 62 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)の決議取消訴訟(以下「本件総会決議取消訴訟」といいます。)の提起を受け、リ・ジェネレーションが開設するウェブサイトにおいて、リ・ジェネレーションが、本件総会決議取消訴訟と併せて当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令事件の申立て(以下「本申立て」といいます。)を行ったと記載していることを認識しておりましたが、当社を債務者とする 2023 年 7 月 7 日付け「仮処分命令申立書」の送達を昨日、受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、本申立てにおいては、当社役員である長堀慶太、吾郷雅文、白川文彦、富樫直記、長沢伸也、洲桃麻由子及び佐藤亮輔についても債務者とされております。

記

1. 本申立てがあった裁判所及び年月日

(1)裁判所 東京地方裁判所

(2) 申立日 2023年7月7日

(3) 仮処分命令申立書送達日 2023年7月25日

2. 本申立ての原因及び本申立てに至った経緯

当社は、2023 年 6 月 29 日付け「第 62 期定時株主総会における報告及び決議の結果に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、本定時株主総会を開催し、当社より上程した各議案(「剰余金の処分の件」「取締役 8 名選任の件」「監査役 1 名選任の件」「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新の件」)については、いずれも大多数の株主の賛成をもって原案どおり承認可決されておりました。また、本定時株主総会においては、リ・ジェネレーションより提案を受けた議案である「取締役 4 名選任の件」についても上程されておりましたが、いずれの候

補者についても圧倒的多数の反対により否決されておりました。

しかしながら、リ・ジェネレーションは、上記のような株主の皆様のご意思が表明されたにもかかわらず、本件総会決議取消訴訟を提起したのみならず、本件総会決議取消訴訟と同様の主張を行って、上記の大多数の株主の皆様にご賛成いただいた当社の取締役選任決議に取消事由があるとして、これを被保全権利として、本申立てを行っております。

3. 本申立てを提起した者

名称 リ・ジェネレーション株式会社 所在地 東京都港区芝五丁目 13-13 代表者 代表取締役 尾端 友成

4. 本申立ての趣旨

- (1)当社において、長堀慶太は取締役兼代表取締役の職務を、吾郷雅文、白川文彦、富樫直記、 長沢伸也及び洲桃麻由子は取締役の各職務を、佐藤亮輔は監査役の職務を、それぞれ執行しては ならない
- (2)当社は、長堀慶太に取締役兼代表取締役の職務を、吾郷雅文、白川文彦、富樫直記、長沢伸 也及び洲桃麻由子に取締役の各職務を、佐藤亮輔に監査役の職務を、それぞれ執行させてはなら ない
- (3)上記職務執行停止の期間中、代表取締役、取締役及び監査役の各職務を行わせるため、裁判所が選任する者を職務執行者に選任する
- (4) 申立費用は当社及び上記各役員らの負担とするとの判決〔ママ〕を求める。

5. 当社の対応方針等

上記2. のとおり、本申立てにおいても、本件総会決議取消訴訟と同様に、リ・ジェネレーションは、同社が2023年4月12日付けで行った同年3月31日現在の当社の株主名簿(以下「本株主名簿」といいます。)の閲覧謄写請求(以下「本件請求」といいます。)に対して、当社が本株主名簿の開示を遅延したことが本定時株主総会の決議の方法の著しい不公正にあたる等と主張し、株主総会決議取消事由があるので、被保全権利が存在する等と主張されております。

しかしながら、当社としては、リ・ジェネレーションが、本件請求により取得した情報に基づき、QUO カードを含む金品その他の経済的利益と引換えに又はそれを誘引として委任状を取得しないこと等を誓約する旨を受け入れるのであれば、速やかに本株主名簿の閲覧謄写に応じる意向であると当初から伝えており、本定時株主総会の約2週間前である2023年6月16日には、リ・ジェネレーションの求めに応じて本株主名簿の写しをバイク便にて送付している上、本件請求に対して当社は、法令で認められた手続に則ってその適法性を争っていたのであって、本株主名簿の開示を不当に遅延させたという事実はないこと等、そもそも株主総会決議取消事由が存在しないため、被保全権利が存在しないと考えており、裁判所に対して、本申立ての却下を求めて、当社としての主張を行って参る所存です。

今後、開示すべき事象が発生した場合は、速やかにお知らせいたします。